

記紀万葉歌碑パネル及びイーゼル貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、記紀万葉のふるさとである桜井市を、県内はもとより全国各地に情報発信するとともに、桜井市の地域振興に寄与することを目的とし、記紀万葉歌碑パネル及びイーゼル（以下「パネル等」という。）の貸出しに関することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「記紀万葉歌碑パネル」とは、別表1に掲げるパネルをいう。

(貸出対象者)

第3条 パネル等の貸出対象は、市長が必要と認める個人、市民団体、事業者または事業者団体とする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と社会的非難をされるべき関係を有する者

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、借用及び返却に係る日数を含め、原則として30日以内とする。ただし、市長が認める場合はその限りではない。

(貸出料)

第5条 パネル等の貸出料は、無償とする。

(貸出手続等)

第6条 パネル等の貸出しを申し込む者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる要件を遵守し、あらかじめ記紀万葉歌碑パネル及びイーゼル貸出申込書（第1号様式）を市長に提出し、その承諾を得なければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって、パネル等を常に良好な状態で管理すること
- (2) パネル等を目的に反して使用し、譲渡・転貸し、又は担保に供しないこと
- (3) パネル等の形状を変更し、又はこれに工作を加えないこと
- (4) 申込書の記載どおりに使用すること
- (5) 使用期間を遵守すること

(貸出の承諾)

第7条 市長は、前条の申し込みがあったとき、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、パネル等の貸出しを承諾するものとする。

- (1) パネル等を正しい使用方法に従って使用しないとき
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき
- (3) その他、市長がパネル等の貸出しについて不適當を認めたとき

2 前項の規定による承諾をしたとき、その内容を記紀万葉歌碑パネル及びイーゼル貸出管理簿（第2号様式）に所定事項を記載するものとする。

3 パネル等の貸出しは、原則として申込受付順とする。

（パネル等の引渡し）

第8条 市長は、前条に規定するパネル等貸出しの承諾を受けた者（以下「借受者」という。）に対し、パネル等を貸出すものとする。

（貸出の承諾の取消）

第9条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、パネル等貸出しの承諾を取り消すものとする。この場合、借受者に損害が生じても、市長はその責を負わない。

（1）第3条の規定に該当しないことが判明したとき

（2）第6条に掲げる事項を遵守しないとき

（3）偽りその他不正な手段により貸出を受けたことが判明したとき

（4）その他担当課の指示に従わないとき

2 市長は、前項による貸出しの承諾の取り消しを行ったときは、借受者に通知するものとする。

（返却）

第10条 借受者は、パネル等の貸出期間が満了したとき若しくは貸出しの承諾が取り消されたとき又は貸出しが不要となったときは、貸出しを受けたパネル等を速やかに返却しなければならない。

2 期間内に返却しがたい事由が生じたときは、速やかに市長に届け出、あらかじめ、その確認を受けなければならない。

3 返却前に必ずパネル等の損傷、汚れ等がないかを確認し、返却すること。

（損害賠償）

第11条 パネル等の損傷、又は滅失の事由が故意又は過失に基づくときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が借受者の責めに帰することができない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（責任の制限）

第12条 パネル等の使用により、借受者が被った被害、または借受者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。